

公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により平成28年7月に実施した平成27年度に係る監査の結果を、次のとおり公表する。

平成28年9月6日

山形県監査委員	森	田	廣
山形県監査委員	広	谷	五郎左エ門
山形県監査委員	会	田	稔 夫
山形県監査委員	加	藤	香

第1 監査実施状況

監査は、監査対象機関19箇所について、次のとおり実施した。

監査対象機関	実施年月日	担当監査委員	
最上総合支庁総務企画部	平成28年7月21日	広谷委員	会田委員
最上総合支庁保健福祉環境部	平成28年7月21日	広谷委員	会田委員
最上総合支庁産業経済部	平成28年7月21日	広谷委員	会田委員
最上総合支庁建設部	平成28年7月21日	広谷委員	会田委員
中央病院	平成28年7月21日	森田委員	加藤委員
がん・生活習慣病センター	平成28年7月21日	森田委員	加藤委員
救命救急センター	平成28年7月21日	森田委員	加藤委員
村山総合支庁総務企画部	平成28年7月21日	森田委員	加藤委員
村山総合支庁保健福祉環境部	平成28年7月21日	森田委員	加藤委員
村山総合支庁産業経済部	平成28年7月21日	森田委員	加藤委員
村山総合支庁建設部	平成28年7月21日	森田委員	加藤委員
庄内総合支庁総務企画部	平成28年7月22日	広谷委員	会田委員
庄内総合支庁保健福祉環境部	平成28年7月22日	広谷委員	会田委員
庄内総合支庁産業経済部	平成28年7月22日	広谷委員	会田委員
庄内総合支庁建設部	平成28年7月22日	広谷委員	会田委員
置賜総合支庁総務企画部	平成28年7月22日	森田委員	加藤委員
置賜総合支庁保健福祉環境部	平成28年7月22日	森田委員	加藤委員
置賜総合支庁産業経済部	平成28年7月22日	森田委員	加藤委員
置賜総合支庁建設部	平成28年7月22日	森田委員	加藤委員

第2 監査結果

(1) 指摘事項

監査において、是正又は改善を要するとして指摘したものは、次のとおりである。

イ 最上総合支庁保健福祉環境部

(イ) 不納欠損処分が適切でないものがある。

(内容)

a 時効が完成するなど所定の要件を満たしてから、1年を超えて不納欠損を行っていないもので3万円以上のもの 2件

児童措置費負担金 56,100円

時効起算日	平成 21 年 10 月 21 日
時効完成日	平成 26 年 10 月 21 日 外 1 件
合計	58,500 円

- b 時効が完成するなど所定の要件を満たしてから、半年以上不納欠損を行っていないもので
1 万円以上のもの 4 件

児童措置費負担金	105,528 円
時効起算日	平成 22 年 6 月 18 日
時効完成日	平成 27 年 6 月 18 日 外 3 件
合計	255,028 円

ロ 中央病院

- (イ) 随意契約の要件を欠くものがある。

(内容)

競争入札に付すべきところ、随意契約を行っているもの 1 件
医療用ガスの購入

予定価格 4,747,900 円

契約年月日 平成 27 年 4 月 1 日

- (ロ) 契約の締結が適切でないものがある。

(内容)

契約締結が必要な契約について契約書を作成していないもの 1 件
DPC データ分析ツールの利用

手数料 1,283,040 円

契約年月日 平成 27 年 4 月 1 日

ハ 置賜総合支庁保健福祉環境部

契約の締結が適切でないものがある。

(内容)

見積書徴取により決定した額と異なる額で請書を徴し、支出していたもの 1 件
山の魅力向上サポーター事業

正契約金額 133,920 円

誤契約金額 134,784 円

ニ 置賜総合支庁産業経済部

支出事務が適切でないものがある。

(内容)

請求書提出の催促等の適切な事務を行わず、工事代金等の支払を工事の完了検査をした日から
4 箇月を超えてしていないもの 1 件

水道給水管漏水修理工事

工事請負費 436,000 円

検査日 平成 27 年 9 月 14 日

請求書受理日 平成 28 年 3 月 25 日

支払日 平成 28 年 4 月 8 日

(2) 注意事項

監査において、是正又は改善を要するとして注意したものは、次のとおりである。

イ 収 入

- (イ) 収入科目を誤ったもので、目あるいは節又は細節で1万円以上のものがある。(村山総合支庁総務企画部)
- (ロ) 現金の金融機関への払込みが、正当な理由もなく3営業日を超えて遅延しているものがある。(最上総合支庁産業経済部)

ロ 支 出

- (イ) 請求書を受領しているにもかかわらず、支払期限内に支払をしていないものがある。(最上総合支庁産業経済部)
- (ロ) 請求書提出の催促等の適切な事務を行わず、未請求を理由に工事代金等の支払を履行の完了確認又は検査を完了した日から2箇月を超えてしていないものがある。(置賜総合支庁産業経済部、庄内総合支庁建設部)

ハ 契 約

- (イ) 一般競争入札の実施に係る事務又は事業実施伺の決裁を受けていないものがある。(中央病院)
- (ロ) 予定価格の設定を誤り、落札決定の取消しを行ったものがある。(最上総合支庁産業経済部)
- (ハ) 落札決定後に積算誤りが判明し、落札決定の取消しを行ったものがある。(最上総合支庁建設部)
- (ニ) 契約書又は契約約款に必要事項の記載が不備なものがある。(村山総合支庁建設部、置賜総合支庁総務企画部)
- (ホ) 建設工事請負契約において、工期の延長を行っているにもかかわらず、契約保証期間の変更手続が行われていないものがある。(置賜総合支庁建設部)

ニ 補 助 金

- (イ) 交付申請から交付決定日まで及び実績報告日から額の確定日まで又は額の確定日から支払までの期間が2箇月以上のものがある。(村山総合支庁保健福祉環境部、置賜総合支庁産業経済部)

ホ その他

- (イ) 前年度会計の監査において指摘又は注意された事項について、措置又は改善を行っていないものがある。(中央病院)